

第3分科会 話題:きれい度を上げるには

～わかりやすい広報とは 主体ごとにすべき重要なこととは～

参加者	自治体関係者	23名
	中間処理関係者	4名
	事業者関係者	9名
	コーディネーター・書記	2名
	合計	38名

分科会での議論に先立ち、参加者全員に現状を認識していただくため、各自治体、中間処理業者の皆さんに簡単な報告をお願いした。

【20の自治体からの状況報告】

報告いただいた20の自治体の容リプラへの取組み状況は、全面実施中が13、モデル地区で実施中が1、PETボトルあるいはトレーのみ収集が5、未実施（今後計画有り）が1であった。

その状況を、分別方法、排出指導、きれい度、課題の視点で整理すると次のようになる。

1) 全面またはモデル地区で実施中の自治体

分別方法：①頻度 1回／週程度が多い。

- ②収集形態 ・容リプラのみ収集の自治体多い。（資源収集に合わせた自治体も）
・混合収集のケースもある。（2回／月 全プラ製品の自治体もあり）

排出指導：①排出時の袋

透明または半透明袋（一部レジ袋可） 中身確認できればOK → 7自治体
指定袋 → 5自治体

※二重袋不可の指導 → 2自治体（その他は報告なしか未指導）

※集合住宅の中には、大きな袋に戸別分をまとめる箇所があり、実質二重袋

②洗淨

ほとんどの自治体で簡単に洗淨するよう指導

③汚れのひどいもの、異物混入などの取扱い

可燃ごみ、不燃ごみ、違反シールを貼って残してくる、のいずれか

きれい度：①主観的評価として、きれいの意見が多いが、そうでもないとの意見も有り。

※このご意見が、ベール品質なのか集積所に出された容リプラの状況かは不明

②最近のベール品質評価

Aランク、Bランク、Dランクと様々

③担当者のご意見

- ・戸別収集では戸建ての排出物はきれいだが、集合住宅の排出物はきたない。
- ・当初きれいだったが、慣れてくると時間経過とともにきれい度が低下してい

る。

- ・品質レベルの低下に対し、広報の強化（積極的に住民説明会開催）、取り残し基準の厳格化およびその実践を行ったことでAランクを維持

課題：きれい度の基準をどう伝えるか、事業系への広報手段、集合住宅からの粗雑な排出に対する啓発方法、評価レベル向上のための収集方法見直し、水質浄化や排水処理も含め適切な洗浄方法はないか、汚れたものは可燃ごみとしているが容リプラ収集量増大に向けた適策が必要、転入者への情報伝達、美観維持の視点から収集方法の見直し、ステーションと戸別のどちらの収集方法が適切か、排出指導内容を住民どう定着させるか。

※都内のある区の事例として、ワンルームマンションや繁華街を多く抱える自治体では、容リプラの出し方を指導しても守ってもらえないという深刻さがある。

2) PETボトルあるいはトレーのみ収集の自治体

分別方法：PETボトルのみ収集；4自治体（拠点収集は2自治体、他は不明）

- ・拠点に透明袋をいれたボックス設置して収集
- ・拠点にステーションボックスを設置し、ネットを張ってその中に収集PETボトルとトレーのみ；1自治体（集積所回収）

排出指導：①排出時の袋 透明または半透明（レジ袋可） 中身確認できればOK

- ②洗浄 PETボトル；水でかるくすすぎ、キャップ、ラベル外す
- 食品トレー；水でかるくすすぐ。

きれい度：きれい（収集対象がPETボトル、トレーのため）

課題：ステーションにおけるネット回収で異物混入を減少効果が期待できるか。

容リプラに向け広報をどうすればよいのか。

容リプラの有効性検証が必要（費用対効果：回収率、残渣率と処理費、他）

3) 未実施（実施計画有り）の自治体

課題：容リプラに係わる費用全体の軽減策は。収集レベル（汚れ）の設定基準は。

容リプラの知識をどのように市民に周知させるか。

品質検査が厳しい中、H22より12,000ト規模での実施は困難では。

【中間処理3社からの状況報告】

3社が課題として挙げたのは、食品残渣、ライターなどの小さな異物（発見困難物）。いずれも処理段階において効率を低下させる大きな因子となっている。一方、処理精度を高めようとする
と機械化レベルの向上は避けられない。従って、基本的にコストバランスを見ながら処理内容の優先付けを行わざるをえない。

【各状況報告の整理】 コディネーターより

- 1) きれいにすることの阻害要因としてご意見が多かった内容
 - ・どの程度まできれいにすればよいのかわからない。
 - ・二重袋に入った物（禁忌品、ライター、他）が取りきれない。
 - ・異物が入ってしまう（混入している）。
 - ・排出への住民協力という視点で、集合住宅、単身住宅などで不十分。
 - ・容リプラの対象物がわかりにくい。

- 2) 何をどのようにきれいにすればよいのか。
 - ・排出指導の中で、全ての対象物をきれいにしなさいと言っているわけではない。
 - ・汚れた物は、排出時に可燃ごみ、あるいは、中間処理選別で可燃ごみに回すことも可。

- 3) (*1) 対前年において排出量減、ベール品質向上と具体的実施内容との関係について
 - ・広報の強化、指定法人によるベール品質再調査、事業系一廃の排除強化、分別区分の変更などが効果をあげている。
 - 分別区分の変更：プラマーク品収集、PETボトル別分別収集など
 - ・広報をダブルで実施しているところは効果高い。
 - ダブル：同じような意味のものを様々な角度から表現等を変化させて広報

(*1) プラ推進協の調査資料

【きれい度の改善について】

- 1) 市民がわかる容リプラきれい度の判定について
 - ・広報にきれいにした状態の写真を掲載（葛飾区）
 - ※写真程度まできれいにしとは住民に強要できないが・・・

- 2) 排出レベルをきれにするための広報のありかた
 - ・プラスチックと容リプラの区別をより理解しやすく
 - ・汚れの落ちにくい物は可燃ごみにと指導する。
 - ・単身者が情報を入手しやすい仕組み作りを
 - ・複数の材料で構成される製品の、容リとしての取扱いを明確に
 - ・住民のきれいにすることへの意識を高める広報活動が必要
 - ※中間施設の見学、説明を通して、市民が実情を知ることが大きな効果になる。
 - ※自治体職員と住民の協力関係を構築
 - ※実績の公表（住民協力の成果を具体的に見せる）

- 3) より現実的な排出レベル向上について

- ・ 容リ協のチェックが少し厳しいと思われるため、実情に即した基準に変更を
 <事例> 歯磨きチューブにおいて、残った中身を手ではもう出せない状態に対し、
 検査官は足で踏んで出した。これは実情に即していると言えるか？
- ・ 容リプラを洗浄後乾燥して出す方は非常に少数、逆に回収工程中に、残った水分が他の
 汚れを拡散させかねず、排出時の取扱いを再考すべき

【自治体と事業者が連携して国に訴えてゆくことは】

☆法の仕組みがおかしい（容器リサイクル法の内容見直しが必須）

- ・ 容リプラの回収材質、回収率はそれほど高くなく、マテリアル優先に固執しなくてよい。
- ・ 汚れを取りにくい物は対象から外し、資源化できる物だけにプラマークを付ける。
- ・ 商品サイズの小さい物の表示基準を見直すべき
- ・ 明瞭に認識できるプラマーク表示の基準作りを

容器包装リサイクル協会からのコメント（一部）

- ・ 国の方針が材料リサイクルにあるため、その方向性を有するものが優先される。
 材料リサイクルの再商品化率は50%（環境省 上田室長報告資料において）
 ケミカルリサイクルの油化も50%、その他のケミカルは率が高くなる。
- ・ 法律上、どの方法でリサイクルするかは、自治体などの要望に応えられない仕組み
 （入札、落札という仕組みからも）
- ・ 再商品化の品質基準を高いレベルに設定、従って、高い品質の回収容リプラが必要
 粗悪な再商品化製品を防止し、再リサイクルへも対応するため
- ・ きれい度をどう決めて行くかは、協会としての課題と考えている。
 現場で実物を見ながらきれいのレベルを認識いただく仕組み（出前講座）有り。

[所感]

法律（容器リサイクル法）と現実に生活している住民の意見の狭間で、各自治体が悩んでいる現実を知ることができました。私が感じたのは、国が総論として構築したものが、各論においてまだまだ現実と乖離していることがこの問題の主要因であろうということです。

対象物は容リプラという物質であっても、それを回収プロセスに乗せて動かしているのは人間であり、本テーマの「きれい」も、主観による定性的判断に過ぎません。

困難ということを想定しつつも申し上げたいのは、抽象化された「きれい」の内容を定量的なものにしてゆく必要があることです。そのためには、机上ではなく、各自治体が苦勞されて集めた生のデータを、定量化の基準として活用するよう国に働きかけることが必要です。

以 上